



狛江市平和都市宣言

われわれ狛江市民は、「日本国憲法」の前文と世界の恒久平和を達成するという精神および第九条に記された「戦争の放棄、交戦権の否認」を狛江市および狛江市民の行動原理として高く掲げたい、と思う。

われわれのこの行動原理は、ヒロシマ、ナガサキ、第五福竜丸と三度にわたる原爆被爆の痛切なる体験にもとづき、かかる悲劇が二度とふたたび人類社会においてくりかえされてはならないとの確信にもとづくものである。

われわれは、今日の国際社会がわれわれの念願にもかかわらず、絶えざる核軍拡競争と、軍事的緊張の連続であるという事実を深く憂慮し、核軍縮こそ、人類の生存にとって最も優先させるべき課題であるとの認識のうえにたつて、全ての核保有国にたいし、

核兵器の研究、実験、開発、配備を停止すること、

および、率先して核兵器の削減をおこなうこと、

および、非核保有国をも含めた核軍縮交渉を開始すること、を希望する。

われわれの海や大地は、戦争のために汚されることがあってはならず、人類の生存のために利用されるべきものである、と確信するがゆえに、非核三原則を守り、狛江市および狛江市民は、各平和宣言都市と手を結び、核兵器完全禁止・軍縮、全世界の非核武装化にむけて努力することを宣言する。



昭和五十七年六月二十一日

東京都狛江市議会